

阿武隈川上流河川協力団体募集要項

1 河川協力団体指定制度の概要

河川協力団体指定制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援するものであり、これらの団体を河川協力団体に指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、自発的な活動を促進しようとするものです。

そのため、河川協力団体の指定は、要件を満たす団体を広く募集し、申請のあった団体の中から、その資質、能力等を審査の上、指定を行います。

河川協力団体に指定されると、活動を行う上で必要となる河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

2 特に期待している具体的な活動内容及び対象となる区間

（1）特に期待している具体的な活動内容

河川法第58条の9のうち、特に期待している具体的な活動内容は以下のとおりです。

1) 福島河川国道事務所

- ① 河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持
 - ・河川敷（堤防含む）の清掃・除草等
- ② 河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供
 - ・不法投棄の監視や、河川の安全利用に関する情報収集や提供等
- ③ 河川の管理に関する調査研究
 - ・河川に生息する動植物や水質に関する調査研究
 - ・河川やその周辺地域の災害・防災等の歴史の調査研究 等
- ④ 河川の管理に関する知識の普及及び啓発
 - ・河川愛護活動の推進と啓発活動
 - ・安全利用講習や環境学習会の開催
 - ・防災情報の普及啓発
- ⑤ 上記に掲げる業務に附帯する業務

2) 三春ダム管理所

- ① 河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持
 - ・ダム周辺の清掃活動
- ② 河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供
 - ・ダム周辺の魚類・植物・昆虫等の生息マップの収集及び提供等
- ③ 河川の管理に関する調査研究
 - ・ダム貯水池及びその周辺に生息する動植物等調査研究
 - ・ダムの水質管理に資する調査研究
- ④ 河川の管理に関する知識の普及及び啓発
 - ・ダム周辺自然環境に関する啓発活動

- ・安全利用講習や環境学習会の開催
 - ・防災情報の普及啓発
- ⑤ 上記に掲げる業務に附帯する業務

3) 摺上川ダム管理所

- ① 河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持
 - ・河川敷の清掃・除草等
- ② 河川の管理に関する知識の普及及び啓発
 - ・ダム周辺自然環境に関する啓発活動
 - ・安全利用講習や環境学習会の開催
 - ・防災情報の普及啓発
- ③ 上記に掲げる業務に附帯する業務

(2) 対象となる区間

上記(1)の活動を実施していただく区間は、おおむね次の区間にとします。

1) 福島河川国道事務所

阿武隈川	福島県境からあぶくま高原道路うつくしま大橋までの国管理区間
広瀬川	阿武隈川合流点から阿武隈急行広瀬川橋梁までの国管理区間
摺上川	阿武隈川合流点から県道幸橋までの国管理区間
松川	阿武隈川合流点から国道4号松川橋までの国管理区間
荒川	阿武隈川合流点から地蔵原堰堤までの国管理区間
笛原川	阿武隈川合流点からJR東北線笛原川橋梁までの国管理区間
釧迦堂川	阿武隈川合流点から国道4号釧迦堂橋までの国管理区間

2) 三春ダム管理所

三春ダムの国管理区間

3) 摺上川ダム管理所

摺上川ダムの国管理区間

なお、申請にあたり、活動を希望する区間を申請してください。

また、複数の事務所、管理所の管理区間で活動を希望する場合は、いずれか1つの窓口に申請してください。

3 申請資格

申請を行うことができる者は、法人又は河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第33条の8に規定する団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとします。

また、2(2)対象となる河川区間において、直近おおむね5年間にわたり、河川管理に資する非営利活動を継続的に行っていることが必要です（7(2)審査基準参照）。

- ① 代表者が定まっていること。
- ② 事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に

関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものと有していること。

- ③ 適切な経理事務及び会計処理が行われていること。
- ④ 法人等の構成員（役員を含む。）が5名以上いること。
- ⑤ 申請時点において、法人等の設立後5年以上（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づく認証を受けた法人にあっては、当該認証を受ける前の活動期間を含む。）が経過していること。
- ⑥ 宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
- ⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑧ 直近1年間の税を滞納していないこと。
- ⑨ 公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っていると認められないこと。
- ⑩ 河川協力団体の指定を受けた場合に、河川協力団体としての活動以外は、河川協力団体と称して活動を行わないことを誓約できること。

4 申請書類

（1）河川協力団体の指定を受けるために申請を行う法人等は、別添申請書（様式第1号）に、以下に掲げる書類を添えて提出してください。

- ア 法人等の規約その他これに準ずるもの並びに会員名簿その他の法人等の構成員の数が記載されているもの
- イ 直近おおむね5年間の活動実績報告書（様式第2号）
- ウ 指定後おおむね5年間の活動実施計画書（様式第3号）
- エ 法人等の監査報告書又は収支計算書
- オ 法人等の納税証明書（課税対象団体である場合に限る。）
- カ ⑥、⑦、⑨の要件を満たすことを確認する書類（様式第4号）
- キ ⑩の要件を満たすことを証する書類（様式第5号）
- ク その他、河川管理者が必要と認める書類

（2）申請に当たっての留意事項

- ア 提出された書類は、返却いたしません。
- イ 申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします。
- ウ 提出された書類は、本審査以外の目的には使用しません。

5 募集期間

令和6年1月5日（火）から令和6年1月13日（金）まで

6 提出先

(1) 以下の提出先に、持参又は郵送により提出すること。

ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時00分から午後5時00分までとし、郵送の場合は、募集期間内必着とする。

1) 福島河川国道事務所

〒960-8584

福島県福島市黒岩字榎平36

東北地方整備局 福島河川国道事務所 河川管理課

TEL 024-539-6129

Eメール thr-fukushima@mlit.go.jp

2) 三春ダム管理所

〒963-7722

福島県田村郡三春町大字西方字中ノ内403-4

東北地方整備局 三春ダム管理所 管理係

TEL 0247-62-3145

Eメール thr-miharu01@mlit.go.jp

3) 摺上川ダム管理所

〒960-0271

福島県福島市飯坂町茂庭字蝉狩野山25

東北地方整備局 摺上川ダム管理所 管理係

TEL 024-596-1275

Eメール thr-surikami01@mlit.go.jp

(2) 申請を行うにあたり、希望する活動を行う区間が、河川の管理を管轄する地方整備局の事務所又はダム管理所（以下「事務所等」という。）の複数にまたがる場合には、いずれかの事務所等に提出すること。

7 審査方法

(1) 審査方法

河川協力団体の指定を行うにあたり、事務所等に、審査会を設置し、申請書類の確認及び審査を行います。

なお、地方整備局長等は、委員会を設置し、審査会の報告の内容について意見を聞くものとします。

(2) 審査基準

① 申請時に提出のあった活動実績報告書の審査については、以下に掲げる基準に基づき審査を行います。

(ア) 繙続性：直近おおむね5年間にわたり、河川協力団体として活動を行う河川の区間において、河川管理に資する非営利活動を継続的に行ってていること。

(イ) 公共性：上記の非営利活動が、河川管理者から後援された活動、河川管理者と共同で実施した活動その他の河川管理者との協力関係が認められる活動であること。

- (ウ) 活動姿勢：直近おおむね5年間において、河川管理又は他の民間団体等の河川管理に資する活動の支障となり、又はそのおそれがある行為を行っていないこと。
- ② 申請時に提出のあった活動実施計画書の審査については、以下に掲げる基準に基づき審査を行います。
- (ア) 実効性：過去の活動実績を踏まえ、活動実施計画の実効性が認められること。
- (イ) 貢献度：河川管理に対する貢献が認められること。
- (ウ) 協調性：活動に当たって地域（住民、市町村、他の民間団体等）との協調性が認められること。

(3) ヒアリング

審査会が行う審査にあたっては、申請を行った法人等の出席のもと、ヒアリングを令和7年1月上旬～中旬に実施する予定です。詳細については、追って連絡いたします。

なお、ヒアリングを欠席した場合は、河川協力団体の指定を受けることができません。

8 結果の通知

- (1) 河川協力団体の指定を受けることとなる法人等に対しては、河川協力団体指定証を発行します。
また、法人等の名称、住所及び事務所の所在地を公示します。
- (2) 上記河川協力団体指定証には、法人等の名称及び業務を行う河川の区間を明記し、指定番号の登録を行います。
- (3) 河川協力団体の指定を受けることができない法人等に対しては、その理由を付して書面にて通知を行います。

9 指定後の留意事項

- (1) 河川協力団体の指定を受けた団体は、活動実施計画書に基づき、河川協力団体の活動を適正かつ確実に実施していただきます。
- (2) 河川協力団体の指定を受けた団体は、事務所等の長に対して活動実施計画書の計画期間の終了前に、当該計画期間の終了後の次の計画期間の活動実施計画書を提出してください。
- (3) 河川協力団体の指定を受けた団体が、活動実施計画書を変更しようとすることは、速やかに事務所等の長に対して、変更の内容を明らかにする書類を提出してください。

- (4) 河川協力団体の指定を受けた団体は、事務所等の長の求めに応じ、活動状況について報告を行ってください。
- (5) 河川協力団体の代表者が変更となった場合又は河川協力団体が解散をした場合には、速やかに事務所等の長に対して報告してください。
- (6) 河川協力団体の指定を受けた団体は、河川管理者から、河川法第58条の10に基づく協力の要請があったときは、当該要請に応じ、協力してください。

10 指定の取り消し

河川協力団体の指定を受けた団体が、以下に掲げる事項に該当する場合には、指定を取り消されます。

- ア 河川管理者が河川協力団体に対して行う活動運営についての改善措置命令に違反した場合。
- イ 河川協力団体が詐欺その他不正の手段により指定を受けた場合。
- ウ 河川協力団体から指定の取消しの申請があった場合。

11 問い合わせ先

1) 福島河川国道事務所

〒960-8584

福島県福島市黒岩字榎平36

東北地方整備局 福島河川国道事務所 河川管理課

TEL 024-539-6129

Eメール thr-fukushima@mlit.go.jp

2) 三春ダム管理所

〒963-7722

福島県田村郡三春町大字西方字中ノ内403-4

東北地方整備局 三春ダム管理所 管理係

TEL 0247-62-3145

Eメール thr-miharu01@mlit.go.jp

3) 摺上川ダム管理所

〒960-0271

福島県福島市飯坂町茂庭字蝉狩野山25

東北地方整備局 摺上川ダム管理所 管理係

TEL 024-596-1275

Eメール thr-surikami01@mlit.go.jp